

# 金華山等における松くい虫対策に関する行政評価・監視

## 行政評価・監視結果に基づく所見表示

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、松くい虫被害が北海道と青森県を除く全都府県に及んでいることを踏まえ、**これ以上の被害の拡大を防止**する観点から、現地調査し、必要な改善を図るものです。

調査結果は、平成16年12月27日、東北森林管理局に対して所見表示したものです。

本件照会先

東北管区行政評価局

第一部第1評価監視官 佐藤 司

(担当) 平柳 和佳 庄司 雅彦

(電話) 022(262)8458

# 概略

## 背景

### 防除法

(森林病虫害等防除法。昭和25年法律第53号)

各種防除措置

大臣、県知事の駆除命令

通報義務 等について規定

南三陸金華山国定公園内の有数な観光地の  
**金華山の松は存亡の危機**

被害地域は**秋田県八森町**(青森県境)まで北上  
**東北**は本州における**最後の砦**

松くい虫被害の早期発見、効果的な防除対策及び被害の拡大防止対策が一層求められている。

### 所見表示事項

今回の行政評価・監視の結果、以下の点について改善措置すべき事項を所見表示

- 1 松くい虫対策の効果的な展開
  - (1) 松くい虫被害の的確な把握
  - (2) 松くい虫の生態を踏まえた対策の展開
- 2 松くい虫被害の実態に即した指定の見直し
- 3 地域住民との連携の強化
- 4 松くい虫被害の拡大阻止に向けて

所見表示

東北森林管理局  
平成16年12月27日

# 所見表示事項1 松くい虫対策の効果的な展開

## (1) 松くい虫被害の的確な把握

### 現状・実態

#### 松くい虫被害発見に特化した統一的な調査指示未実施

宮城北部森林管理署管内(14森林事務所)における平成15年度、16年度の被害報告状況を見ると、7森林事務所で未報告

報告書提出済の3森林事務所(計40林班)を当局が実踏調査

→ **19林班(23林小班)**で報告漏れとなっている被害を発見

被害がないとしている1森林事務所(1林班(2林小班))を

実踏調査

→ **1林班(1林小班)**で松くい虫被害を発見

金華山(ほとんどが国有林、8林班に区分)

被害調査の実施状況(松林全面積321ha)

平成15年度3林班(**松林面積の11.8%の調査**)

平成16年度5林班( **" の19.2%の調査**) -重複3林班

**残り3林班は未調査**

### 最新の研究・有識者の意見

被害の**早期発見**、**初期時点**(単木被害)の**駆除**が最も**効果的**

**迅速・的確な被害木の把握調査**が必要

産卵期(7月から9月)に産卵される可能性のある枯れた松又は衰弱した松の特定が必要

完全に枯れた松にマツノマダラカミキリは産卵せず

### 所見表示要旨

防除法に規定されている特別伐倒駆除、伐倒駆除等の各種防除措置等を効果的に実施するため、**マツノザイセンチュウの媒介昆虫マツノマダラカミキリの産卵期(7月から9月)に発病する被害木などに着目した適切な松くい虫被害調査を計画的に行い、被害状況を早期、適切に把握すること。**

## (2) 松くい虫の生態を踏まえた対策の展開

### 制度・仕組み

「国有林における松くい虫被害対策の実施について  
(平成9年4月7日付け9林野業一第19号)」

・「国有林における松くい虫被害対策実施要領」

「特別伐倒駆除」は、松くい虫の成虫が羽化脱出する前までに確実に行われるよう十分な時間的余裕をもって行うこと。」とされる。

### 特別伐倒駆除 とは

松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐採及び焼却(炭化を含む)

### 現状・実態

宮城北部森林管理署が平成15年度に松くい虫対策として事業を行った12か所15林班(金華山を除く)(総被害材積2,342.60m<sup>3</sup>、総被害本数6,950本、うち特別伐倒駆除2,266.70m<sup>3</sup>)について

特別伐倒駆除2,266.70m<sup>3</sup>のうち松くい虫等が付着しているとして伐倒した1,276.98m<sup>3</sup>をみると、1,003.71m<sup>3</sup>(78.6%)は、羽化・脱出後(被害発見は4月、伐採処理は8月から10月)

→ 枯損木の伐採

金華山において平成15年度に松くい虫被害対策として事業を行った2か所5林班(総被害材積3,667.48 m<sup>3</sup>、総被害本数4,324本)について

被害発見は3月と6月 →

処理開始は羽化・脱出後の9月以降  
(完了まで最大で11か月)

平成14年度又は15年度に被害対策を実施した林小班について

→ 平成16年度も被害発生  
(7か所、8林班(12林小班))

### 所見表示要旨

松くい虫被害を拡大するマツノマダラカミキリの生態に着目した的確な防除対策を進めるため、寄生木の探索・処理を適期に、迅速に行うこと。

また、完全な枯損木(マツノマダラカミキリがない)については、倒木被害の危険が高いもの、風致保安林等景観維持の必要のあるものについて処理すること。

## (2) 松くい虫の生態を踏まえた対策の展開

### 金華山の状況

金華山の伐採量(平成15年度～16年度)

7,663.2m<sup>3</sup>、10,139本

ほとんどが国有林で、そのすべてが保安林  
(土砂流出防備・風致・保健保安林)

鹿・猿の保護のため薬剤散布できず

東ノ崎(保安林、高度公益機能森林)の海岸沿いの松は壊滅状態

旧石巻営林署が平成6年度～8年度に風倒木被害の跡地に防鹿柵を計11基設置

鹿の食害で天然更新が妨げられている

→ 昭和54年度から「金華山島生態系保全事業」  
(宮城県単事業業)により防鹿柵を設置

### 現状・実態

金華山の東ノ崎(505林班内の6林小班)をみると、

総材積の41.4%を伐採

跡地 → 未植栽

防鹿柵11基のうち7基を調査

4基が損傷

(損傷放置、後継樹生育劣る)

→ 維持管理が不適切！！

### 所見表示要旨

金華山の保安林の伐採跡地について、後継樹育成のための措置を適切に実施すること。  
また、設置した防鹿柵については、適切な維持管理を行うこと。

# 所見表示事項2 松くい虫被害の実態に即した指定の見直し

## 制度・仕組み

### 高度公益機能森林

保安林として指定された松林、保安林以外の公益的機能が  
高い松林であって他の樹種からなる森林によっては当該  
機能を確保することが困難な森林について指定

### 被害拡大防止森林

高度公益機能森林に被害が拡大すると認められる松林に  
ついて、松くい虫の繁殖源となる松を除去し被害の拡大を  
防ぐ樹種転換を推進する松林を指定

平成9年度に指定(東北森林管理局)

高度公益機能森林 (5,175ha)

被害拡大防止森林 (3,795ha)

## 現状・実態

東北森林管理局は、平成14年7月に旧秋田営林管内の営林署に  
対し、被害拡大に伴う指定区域の見直し作業の指示

→ 14年8月に回答受理

現在まで指定区域の変更なし(2年以上経過)

<旧青森分局は、宮城県内見直し未実施 >

( 岩手県内は見直し中)

宮城北部森林管理署管内の状況を調査した結果は、

被害拡大に伴い新たに指定の検討が必要

) 被害が進展し、緊急の必要性から指定区域以外で特別伐倒駆除  
を実施 【4か所、7林班】

) 高度公益機能森林に指定されていない区域で被害が発生  
【5林班(6林小班)】

松が現存していない区域がなお高度公益機能森林に指定されている  
【2林班(3林小班)】

## 所見表示要旨

高度公益機能森林等の指定の現状が松くい虫被害の進展状況とかい離している実態を踏まえ、  
指定の見直しを早急に行うこと。

# 所見表示事項3 地域住民との連携の強化

## 防除法第12条

森林病虫害等が発生してまん延するおそれがあると認めた者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならない。

通報義務が的確に機能するには

地域住民

松くい虫被害発生メカニズムなど知識が一定程度以上普及していることが必要

松くい虫被害とその対策に関する認知状況調査を実施(地域住民138人)

東北森林管理局は、ホームページに松くい虫被害発生メカニズムは掲示しているが、分かりにくく、**通報義務の周知は未実施**

## 所見表示要旨

被害拡大防止等の観点から、地域住民に対し、松くい虫被害の**発生メカニズム**や**被害発見時の通報等**に関する啓発を分かり易い方法で行うことにより、より一層の必要な情報収集に努めること。

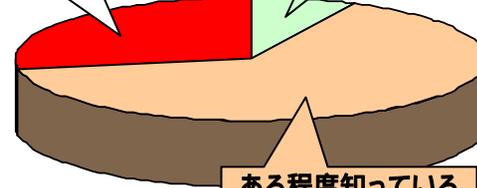
## 調査結果

### 松くい虫被害について

全く知らない  
38人(28%)

よく知っている  
10人(7%)

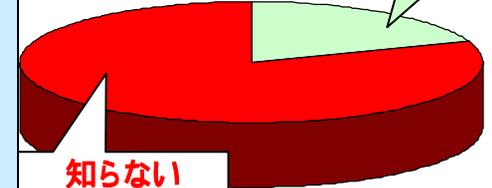
ある程度知っている  
90人(65%)



### 松くい虫被害のメカニズムについて

知っている  
27人(20%)

知らない  
111人(80%)

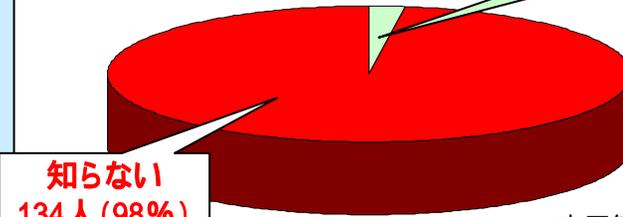


### 通報義務について

知っている  
3人(2%)

知らない  
134人(98%)

(未回答1人)



# 所見表示事項4 松くい虫被害拡大阻止に向けて

## 被害拡大防止策

被害木の伐倒駆除（防除法第3条第1号）

被圧木、不良木の伐採、樹種転換、薬剤散布など  
（東北森林管理局）

被害拡大防止緩衝地帯（幅2km）設置  
（岩手県、秋田県、宮城県）

被害木の移動制限・禁止（防除法第3条第5号）

## 現状・実態

青森県は本州最後の未被害地

秋田県内の被害が青森県境付近まで北上

移動証明書の移動予定期間がマツノマダラカミキリの羽化期間と合致している例あり

伐採木の移動距離が長距離のものあり

## 所見表示要旨

本州におけるこれ以上の松くい虫被害拡大防止の観点から、**秋田・青森県境国有林内の松の被圧木等の伐採及び樹種転換等の確実な実施**を行い、また、民有林担当部局等との連携を図り、**防除対策に万全を期す**こと。

また、寄生木の人為的な移動に起因する被害の拡大を防止する観点から、移動証明書の発行に際しては、**伐採木の適正な移動期間等**について検討すること。